

mediaひかり契約者変更(承継・改称)に関するご留意事項

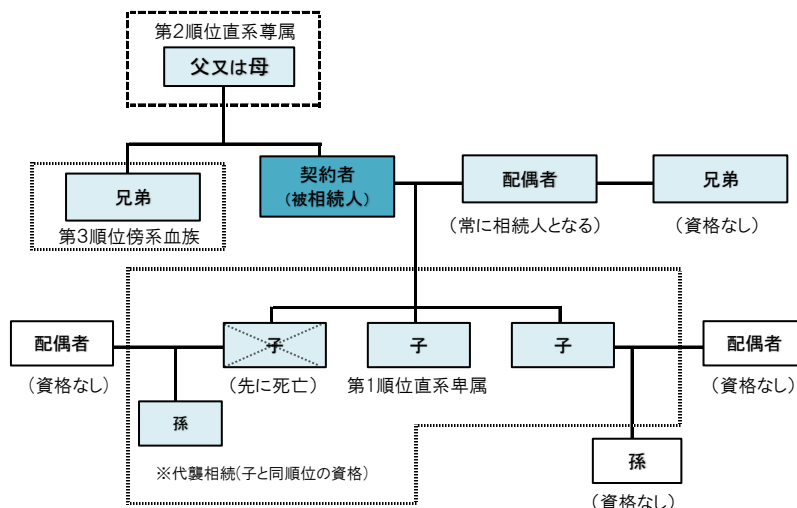
ご留意事項	<p>1. 承継者は、一切の権利及び義務(計算中のものを含む未納料金等)を承継することとなります。</p> <p>2. Mediaひかり契約者変更届(承継・改称)に記入されている電話番号が休止中の場合は、不承認とさせていただきます。</p> <p>3. ご提出いただいた書類及びお客さまの本人確認のためにご提示いただいた書面に記載の情報のうち、個人情報に該当する項目の取り扱いについては、下記をご確認ください。</p>
-------	---

【参考】 承継できる方(相続人)とその順位

・民法の規定に則った相続順位で承継していただくこととなります。

・相続は契約者の死亡によって開始しますので、その時点での相続人が承継者となります。

承継順位	法定相続人
第1順位	配偶者・子
第2順位	父母
第3順位	兄弟姉妹



※代襲相続：相続人となる子供が被相続人(現契約者)より先に死亡している場合に適用される相続の形態

【個人情報について】

本書面に記載いただいた個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡、その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS(顧客満足度)向上等のための施策(アンケート調査を含みます。)の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他日本メディアシステム株式会社の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

- ・本書面に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、日本メディアシステム株式会社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- ・日本メディアシステム株式会社の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

【お客様の本人確認のために、ご提出いただく書類に記された個人情報の取り扱いについて】

記載の項目のうち、「お客様の本人確認のためにご提示いただいた書面に記載の情報のうち個人情報に該当する項目」については、本人確認となる範囲内でのみ取り扱うものとします。

ご提示いただいた書類は、手続き終了後、7年間保有し、その後溶解処分いたします。